

幼保連携型認定こども園 豊新聖愛園 重要事項説明書

教育・保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人路交館
所 在 地	大阪市東淀川区東淡路二丁目7番5号
電 話 番 号	06-6321-3955
代表者氏名	理事長 尾谷 健二

2 利用施設

施 設 の 種 類	幼保連携型認定こども園
施 設 の 名 称	幼保連携型認定こども園 豊新聖愛園
施 設 の 所 在 地	大阪市東淀川区豊新3丁目25番5号
連 絡 先	電話番号06-6325-2405 FAX06-6325-2406
管 理 者	園長 小西 雄太
対 象 児 童	満3歳以上の小学校就学前児童及び保育を必要とする満3歳未満の乳幼児
利 用 定 員	<1号認定子ども> 満3歳児以上の小学校就学前児童のうち保育を必要とする園児以外の園児 15人 <2号認定子ども> 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする園児 20人 <3号認定子ども> 満3歳未満で保育を必要とする園児 20人
開 設 年 月 日	2017年 4月 1日
事 業 所 番 号	2710051005777
ホームページ	http://www.rokoukan.or.jp/houshin

3 施設の目的・運営方針

幼保連携型認定こども園 豊新聖愛園（以下「当園」という。）は、夜間保育を必要とする乳児及び幼児と、保護者の就労の有無に関わらず教育・保育を必要とする幼児（以下「園児」という。）をかけがえのない「一人」として尊重して受け入れ、園児及び園児の保護者（以下「園児等」という。）の意思、及び人格を尊重して、常に当該園児等の立場に立った適切な保育の提供を確保し、24時間保育事業を行う

ことを目的とします。また、個々の園児の処遇に万全を期し、正しい愛情と知識と技術をもって、心身の健全な発達が助長されるように努力します。

また、多様な就労形態を持つ保護者が、安心して子どもを産み育てられる園として、「保護者の就労保障」と「子どもの教育・保育保障」の両面からサポートできる環境を提供します。

さらに家族関係の複雑化や単身家庭の増加による子育て不安や虐待防止の緊急避難的役割や親子が地域で生活していくための『セーフティーネット』として、24時間対応で地域の子育て・子育てを総合的に支援していきます。

- (1) 当園は、教育・保育の提供に当たっては、入園する園児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当園は、園児の健やかな成長が図れるよう、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育・保育を一体的に行います。
- (3) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児等に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地		309.55m ²
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート造 陸屋根 4階建のうち1階～4階部分
	延べ面積	573.09m ²
園 庭		地上・屋上園庭200.69m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室	1室	おひさま組（満0歳児クラス）1階 ほふくコーナーあり
保育室	3室	そら組（満1・2歳児クラス）1階 にじ組（満3・4歳児クラス）2階 （満5歳児クラス）3階 にじ組3階は、夜間は延長保育室併用。
和 室	1室	9時～17時 一時預かり保育室 19時以降 夜間就寝部屋
学童室	1室	豊新つくしクラブ
調理室	1室	昼食・おやつ・夕食の調理

5 提供する保育等の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成 29 年 3 月 31 日改正後平成 30 年 4 月 1 日付施行となる内閣府・文部科学省・厚生労働省）を踏まえ、以下の教育・保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記 8 に記載する時間において、教育・保育を提供します。

(2) 24 時間型保育

24 時間型の夜間・深夜までの教育・保育を必要とする園児の保育を行い、保護者の就労形態により、生活リズムが違う子どもたちの保育環境を整え、子どもの最善の利益を模索しながら保育を行っています。

特に夜間保育を必要とする子どもたちの「生活リズム」を整え、太陽の下で仲間と共に育ちあう保育を大切にしています。

開所時間…月曜日～金曜日の朝 8 時～翌朝 8 時（26 時以降は宿泊保育）

土曜日 朝 8 時～深夜 2 時（祝前日も同じ）

(3) その他

（一時預かり事業）

大阪市の特別保育事業の一環として、昼間に家庭で保育が困難な子どもの保育を行います。

対象者・・・大阪市在住の生後 6 ヶ月児～就学前児

保育時間・・・平日(月～金)の 9 時～17 時(前後延長保育あり)

6 職員の職種、員数及び職務の内容（栄養士については別掲）

2024 年 4 月 1 日現在

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督。	1	1	0	
副園長	副園長は、園長を助け、命を受けて園務をつかさどり、園長に事故があるときはその職務を代理し、園長が欠けた場合はその職務を行う。	1	1	0	
主幹保育教諭	地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、教育・保育内容について他の保育教諭を統括する。	2	2	0	
保育教諭	教育・保育に従事し、その計画の立案・実施・記録及び家庭連絡等の業務を行う。	22	10	12	

保育補助員	各クラスに入り、クラス保育を行う担任が円滑に保育を進めて行くための補助を行う。	5	0	5	
調理員	栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。	5	2	3	栄養士と兼務

当園では、「大阪市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月22日大阪市条例第100号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、教育・保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（9：00～22：00）
副園長	正規の勤務時間帯（9：00～22：00）
主幹保育教諭	正規の勤務時間帯（8：00～翌朝10：15）
保育教諭	正規の勤務時間帯（8：00～翌朝10：15）
栄養士 調理員	正規の勤務時間帯（9：00～18：30）

※ローテーションにより、勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 教育・保育を提供する日

教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、1号認定子どもについては、月曜日から金曜日までとする。

（休園日について）

（1号認定子ども）

✧ 土曜日、日曜日、祝祭日

✧ 長期休業日

夏休み：8月8日～8月21日

冬休み：12月29日～1月4日

春休み：3月第3週目を春休みとする

（2号・3号認定子ども）

年末年始（12月29日から1月4日）、祝祭日及び8月13日から8月15日を除く。なお、1月4日及び8月13日から8月15日に関しては、事前に施設利用保護者全員に同意を得るものとします。

8 教育・保育を提供する時間

教育・保育を提供する時間は、次のとおりとします。

（1）教育標準時間認定に係る教育・保育時間（1号認定子ども）

11時00分から15時00分までとする。但し、8時00分から11時00分まで、または15時00分から19時00分までの範囲内で預かり保育

(幼稚園型)を実施する。(預かり保育については利用者負担が必要となります)

(2) 保育標準時間認定に係る保育時間(2号・3号認定子ども)

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、11時から22時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、8時～11時までと22時～翌朝8時まで(26時以後は宿泊となります)の範囲内で、時間外保育を提供いたします(時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。

(3) 保育短時間認定に係る保育時間(2号・3号認定子ども)

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、11時から19時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、8時～11時までと19時～翌朝8時まで(26時以後は宿泊となります)の範囲内で、時間外保育を提供いたします(時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

自園調理

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	夕食	備考
0歳児	9時頃	11時30分頃	15時頃	18時頃	
1歳児	9時頃	11時30分頃	15時頃	18時頃	
2歳児	9時頃	11時30分頃	15時頃	18時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	18時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	18時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	18時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

(4) 栄養士の配置状況

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理	1	1	0	

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担額（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める利用者負担額（月額）を当園にお支払いいただきます。

ただし、月の途中で入退所する場合については、在籍日数に応じ日割り計算で算定します

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担額等

(1)に掲げる利用者負担額のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、依頼された口座から毎月27日に自動振替されます。その他特定教育・保育施設の利用において提供される便宜に要する費用のうち特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって支給認定保護者に負担させることが適当と認められるものの実費。

(3) 前項の費用については、あらかじめ、内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとします。

(4) (2)の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を交付します。なお、当該費用の支払を口座振替でされた場合、後日振替済み通知書を交付します。

11 特別支援教育・インクルーシブ保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方としてインクルーシブ保育を行っています。

12 利用の開始に関する事項

(1 号認定子ども)

当園の入園に際しては、当園が定める所定の手続きに沿って入園を行っていただきます。

入園希望者が利用定員を上回る場合には、下記の優先順位に基づいて選考を行います。

- (1) 兄弟（姉妹）が当園にいる子ども
- (2) 地域住民の子ども（当園一時預かり事業を反復的に利用している子どもを含む）
- (3) 障がいを持つ子ども（保育体制を確保できる範囲内）
- (4) 卒園児の弟妹
- (5) 卒園児の子ども
- (6) その他の子どもは抽選による

(2号・3号認定子ども)

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 子ども・子育て支援法第24条第1項第2号又は第3号の規定により支給認定が取り消されたとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1)内科

医療機関の名称	石田クリニック
医院長名又は医師名	石田 允
所在地	大阪市東淀川区豊新3-25-19
電話番号	06-6325-0246

(2)歯科

医療機関の名称	くろだ歯科医院
医院長名又は医師名	黒田 祐彰
所在地	大阪市東淀川区東淡路5-16-8
電話番号	06-6323-8211

(3)学校薬剤師

薬局の名称	生島薬局
薬剤師名	生島 明美
所在地	大阪市東淀川区下新庄4丁目8-17
電話番号	06-6322-6316

15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

16 非常災害時の対策

(1)非常災害時の対策と対応

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。			
防災設備	・自動火災報知機	④	・誘導灯	④
	・ガス漏れ報知機	④	・非常警報装置	④
	・非常用電源	④	・消火器	④
	・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理	④		

避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。
---------	-------------------------

- (2) 開園前に大阪市に台風等により暴風警報が発令された場合の園の対応
- ・朝7時の時点で大阪市に「暴風警報」が発令されている時は、午前保育を休園します。
 - ・12時の時点で大阪市に「暴風警報」が発令されている時は、午後保育を休園します。
ただし、15時までに解除された時は、2時間後から保育を開始します。
なお、夕食の確保が出来ませんので、お弁当を持参ください。
 - ・15時の時点で大阪市に「暴風警報」が発令されている時は、全面休園します。
 - ・震度5以上の地震が派生した場合は、休園になります
 - ・地震・自然災害等により、午前7時現在、阪急電鉄、及び、大阪市営地下鉄（ニュートラムを含む）の双方が全面運休している場合は、休園します。
- (3) 保育中に大阪市に台風等により暴風警報が発令された場合の対応
- ・保育中に暴風警報が発令された時は、休園とします。
降園の安全確保は、保護者の責任でお願いします。
なお、保育中に暴風警報が出た時は、園から保護者への連絡は行いません。情報の確認は各自で行ってください。
 - ・保護者の方は、自分の身の安全も確保しつつ、暴風警報発令から原則として2時間をめどにお迎えをお願いします
なお、15時以降に暴風警報が発令された場合も同様にお迎えをお願いします。
 - ・15時以降も引き続き暴風警報が発令している場合、全面休園します。原則として18時で保育を終了します。

17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に1回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	窓口担当者: 小西 雄太（園長） 根木原 美香（副園長）	
	・ご利用時間 9:00 ～ 18:30 ・電話番号 06-6325-2405 F A X 06-6325-2406 担当者が不在の場合は、当園職員又は保護者会役員までお申し出ください。	
第三者委員	片岡 次雄	電話番号 06-6321-2444

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

19 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	(1) 災害共済給付制度（独立行政法人日本スポーツ振興センター） (2) 園賠償責任保険及び園児団体傷害保険（全国私立保育園連盟の保険制度） (3) 賠償責任保険及び普通傷害保険（あいおいニッセイ同和損保による、24 時を超える深夜時間帯の保険）
保険の内容	認定こども園で保育時間中の事故に対する見舞い金等
保険金額	入園のしおり参照 ※掛金の一部について、園児年一人当たり1,000円を保護者の方をお願いしています。

※万が一の大きな事故は別途の補償をするべく、賠償責任保険に加入しています。
詳しくは、別途配布する「入園のしおり保険について」を御確認ください。

20 園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

認定区分		令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定 子ども	3歳児	4人	5人	2人
	4歳児	4人	4人	5人
	5歳児	6人	4人	5人
2・3号認定 子ども	0歳児	6人	2人	3人
	1歳児	8人	11人	6人
	2歳児	10人	8人	10人
	3歳児	6人	8人	5人
	4歳児	9人	6人	6人
	5歳児	8人	4人	5人

21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項 目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	無し	無し
自己評価の実施状況	毎年度実施	監事監査報告で報告

22 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨

なし（有る場合は、その旨及び公表・公示内容を記載）

23 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

年 月 日

当園における教育・保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

施設名 : 幼保連携型認定こども園 豊新聖愛園

説明者氏名: (園長) 小西 雄太 ㊞

私は、本書面に基づいて幼保連携型認定こども園 豊新聖愛園の利用にあたっての重要事項の説明を受け同意しました。

年 月 日

保護者住所: _____

保護者氏名: _____ ㊞

児童との続柄: _____

児 童 名: _____

別 表

1. 全員が対象となるもの

特定教育・保育の提供に要する利用者負担金（実費徴収となるもの）

※ 合計金額は新入児の金額です。

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
傷害保険料	1,000					
クラス集合写真	450					
用品代等（クラス帽子・名札・着替え用籠・自由画帳出席ブック・クラスTシャツ・リュックなど）	2,260 (新入児)	2,880（在園児） ～4,940 (新入児)		680（在園） ～ 9,320(新入3・4歳児) 9,930（新入5歳児）		
園外保育代（バス・電車）	0	2,000		2,000		
行事衣装代（うんどうかい・発表会）	500	500		500		
園外活動	—	300		500	500	8,000
びわこ一泊保育（5歳児のみ）	—	—	—	—	—	※24,000
卒園アルバムDVD代	—	—	—	—	—	3,500
卒園写真	—	—	—	—	—	450
年 間 合 計	4,210	9,190	9,190	13,770	13,770	49,830

※ 5歳児びわ湖一泊保育の実費徴収の金額は変動があります。

リース代・給食費・その他の実費徴収

		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
給食費(1号) 主食費		—	—	—	1,600	1,600	1,600
副食費					3,600	3,600	3,600
給食費(2号) 主食費		0	0	0	2,000	2,000	2,000
副食費		0	0	0	4,500	4,500	4,500
布団リース代		1,200	1,200	1,200	1,200	0	0
リース代	口ふきタオル	500	500	500	0	0	0
合計	1号				6,400	5,200	5,200
	2・3号	1,700	1,700	1,700	7,700	6,500	6,500

2. 上乗せ徴収

①研究協力費 (全園児対象) 1,000円

当園は、園内で研究会を持ち、外部（筑波大学の安梅教授の研究チーム、堀智晴先生のインクルーシブ（共生）教育研究所、又必要に応じて他の研究者の方）より講師を招くなど、積極的に乳幼児保育・教育の研究を行っています。

そして、その研究成果を乳幼児保育・教育の質向上につなげています。

この研究協力費は、科学的根拠に基づいた乳幼児保育・教育の質向上のための研究への参加を可能にする職員体制確保のための費用に使用させていただきます。

②学習支援費

3・4歳児⇒1,000円 5歳児⇒2,000円

絵画造形・手話・学習の講師代を一部負担費用として使用させていただきます。

お支払方法については、依頼された口座から毎月27日に自動振替されます。

*当園は、上記費用の支払いを受けた場合は、領収書を交付いたします。

③食育環境充実費 2,000円（年1回）

子どもたちに、食事の楽しさやマナーなどを園で経験し知る機会となるので食事時間をとても大切にしている。また2食食べることにより食器の使用頻度が多く破損が多いこともあり食器などをそろえるなど環境設備の費用として使用させていただきます。

④お風呂代

月極の場合 1・2歳児 3,000円 3・4・5歳児 2,500円

1回利用の場合 300円（回）

お風呂を希望される方対象

3. 該当者（利用者）のみ対象になるもの（2号・3号認定子ども）

①延長保育料金

朝延長

	10時台登園	9時台登園	8時台登園
金額	2,900円	5,900円	6,800円

夕延長

	22時台降園	23時台降園	0時台降園	深夜1時台降園
金額	2,900円	5,900円	6,800円	10,900円

②臨時延長保育を受けた場合には、別途徴収します。

- * 8時～11時の間は、1時間300円
- * 22時～26時の間は、1時間500円
- * 26時を過ぎた場合は 10分1000円を申受けます
- * 宿泊保育一泊 5,000円～6,000円

4. 預かり保育料（1号認定子ども）

教育標準時間認定の定められた教育保育時間預かり保育を利用する場合は、別途園が定める利用者負担額が必要です。

① 月極預かり保育料 6,000円/月

- ・月曜日から金曜日 9:00～11:00・15:00～18:00
- ・土曜日・長期休業日（8/13～8/15・12/29～1/4 除く）
- 土曜日については 給食代 1回 260円 おやつ 50円

② 8:00～9:00・18:00～19:00

月極で申込みの場合 1,000円/h保育料

③ 1回利用保育料

- ・8:00～9:00・18:00～19:00の時間区分は、300円/hの保育料となります。
- ・9:00～18:00（11:00～15:00の教育保育時間を除く）の時間区分については、500円/回
- ・土曜日・長期休業日の 9:00～18:00 まで

保育料	1,000円/日
給食代	1回 給食代 260円 おやつ 50円

5. 1号・2号・3号認定子どもに関しては入園時に入園寄付金（任意）として、2万円をお願いしています。

この入園金寄付金は、子ども達の保育環境をより良いものとするために使用させていただきます。

個人情報使用同意書

下記児童及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- イ) 市町村が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の金額の情報は、給付事務に必要な範囲に限って利用すること。
 - ロ) 小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
 - ハ) 他の保育所等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- 二) 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。
- ホ) 保育中の写真などについては、写真アンケートで保護者の了解を得た上で使用すること。

幼保連携型認定こども園 豊新聖愛園

園長 小西 雄太 様

年 月 日

保護者住所：

保護者氏名：

印

児童から見た続柄：

児童氏名：